

自由同和

大阪版



運動スローガン

- 自由な論議の場を！
- 行政の主体性の確立
- エセ同和行為の排除

No. 447

2024年(令和6年)5月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
電話(072)224-1111■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

2024(令和6)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書大阪府回答 (447号から続く) 一部抜粋

2-(16)

SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名の投稿であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を府民や教育の場でも周知し、府民のインターネットリテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。また削除依頼の場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。

府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課
教育庁教育振興室高等学校課・市町村教育室小中学校課

スマートフォンの普及により、SNSの利用に伴う人権に関わる問題が多数発生しており、そのようなインターネット上の人権侵害に対処するためには、利用者に対して被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルやネットリテラシーについて粘り強く啓発することが重要と考えています。

そのため、大阪府では、若い世代に対する啓発として、これまで関西の大学との共同研究により啓発リーフレットを作成したほか、シンポジウムの開催、啓発動画の作成等を行いました。また、実際に被害に遭われた方を招いた講演会の開催や児童・生徒や保護者等を対象にSNS等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座を行うなど、正しくSNSを利用して頂けるよう府民に周知してきたところです。

今年度は、中高年層も含めた幅広い世代へ啓発を行うため、新たに企業や地域における研修での活用を想定した参加体験型学習用教材を作成するなど、府民におけるインターネット・リテラシーの向上及び人権意識の高揚に向け取り組んでいるところです。

今後とも、あらゆる機会を通じて、さらなる啓発に取り組んでまいります。

また、法務局等に削除依頼するにあたっては、表現の自由の制限につながる可能性があるとの認識のもと、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)」(平成30年12月27日付け法務省権調第123号)などを参考に、同和地区の摘示など明らかに差別を助長するような情報に限り削除依頼を行っています。

府立学校においては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。

また、2015(平成27)年3月に「人権教育リーフレット ネット・スマホの問題と子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しました。この中では、人権尊重の観点からの子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。

公立小・中学校については、児童・生徒が携帯電話・インターネット上のトラブルに巻き込まれる事案の増加に伴い、平成21(2009)年3月作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や平成24(2012)年12月作成の「いじめ対応マニュアル」により、携帯・ネットに係るいじめへの対応等について示し、市町村教育委員会を通じて小・中学校に指導してきております。

また、大阪府警察本部や近畿総合通信局、携帯キャリア等の協力のもと「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築し、SNSトラブル等の未然防止のための出前授業やトラブルが起きた際の指導方法及びインターネットに関する最新の情報を市町村教育委員会と共有しています。本ネットワークでは、インターネット上で子どもたちが関わる誹謗・中傷が生じし相談があった際には、相談内容に応じて適切に判断しながら、削除依頼の方法やインターネット上のトラブルに関する相談窓口の情報提供等も行っています。

さらに、本ネットワークに参画する企業・団体から協力いただき作成している「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」では、児童・生徒にとって、端末やスマートフォン等の適切な使い方に関する効果的な学習の手法について示し、平成24(2012)年度以降、毎年、指導案や資料の追加等の見直しを行っているところです。

加えて、スマートフォンの普及に伴い、無料通話アプリやSNS等を通じて、児童・生徒が違法行為や犯罪行為の加害者・被害者になるなどの事案が発生していることを踏まえ、ネット利用の危険性とその対処方法を直接児童・生徒や保護者に周知する必要性から、平成27(2015)年8月に「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を、令和元(2019)年11月には「みなさんを守るためにSNSの危険性について知ろう」を作成して、教育庁のホームページで掲載し、府民に広く周知を図るとともに、市町村教育委員会を通じて小・中学校にも情報提供しています。

また、平成31(2019)年3月に策定した「学校における携帯電話等の取扱いについてのガイドライン」においても、児童生徒の携帯電話等の使用に伴う危険性や、トラブル等の対処方法等について、学校における児童・生徒への教育とともに、家庭への啓発について示しております。

加えて、ネット上の偏見・差別に対して、子どもたちに自他の人権を守るための実践的な行動力をつけるため、令和4(2022)年3月に、小学校から系統的に学習を進めることができるよう、教材や指導のてびき等を含めた「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を作成・配付し、以後随時教材・指導のてびき等を追加作成しているところです。

引き続き、児童・生徒が正しい理解を深めるとともに、保護者への啓発に努めてまいります。

2-(17)

新型コロナウイルス関連融資の返済が本格化するなか、中小零細企業は業績を回復できず倒産・廃業が増加しています。状況に応じた早期の支援が必要だと思われます。また、やむなく倒産に追い込まれたり、廃業した経営者が再チャレンジできる取組等の対策があれば明らか にされたい。

商工労働部中小企業支援室経営支援課

大阪府では、商工会・商工会議所、大阪産業局、金融機関等の支援機関と連携しながら、業績回復に悩む中小企業への早期の支援として、制度融資を通じた資金繰り支援や経営相談、また、新たな取組みによる事業の改善を図るための新事業展開支援、生産性向上に向けたDX推進、販路開拓支援などを展開しています。

また、国においては、中小企業活性化協議会における再チャレンジ支援や、政府系金融機関における再挑戦応援資金による資金繰り支援等も実施されています。

中小企業は地域経済を支える担い手と考えており、引き続き、国や市町村、支援機関等と連携しながら様々な角度から支援していきます。

課題別要求 3-(1) 福祉

①介護保険の現状と今後の取り組みを明らかにされたい。

福祉部高齢介護室介護支援課

介護保険法において、国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、包括的に推進するよう努めなければならないとされています。

令和3(2021)年度における大阪府の要介護(要支援)認定者数は約55万人、介護給付費は約7,408億円となっており、制度創設時[平成12(2000)年度]と比べてそれぞれ約3.5倍、約4倍に増加しています。

こうした大阪府の現状や法の趣旨を踏まえ、高齢者が要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化等に取り組む府内市町村と緊密な連携を図りながら、大阪府高齢者計画に基づく施策の推進に取り組んでまいります。

③待機児童の現状と待機児童解消に向けた今後の方策について明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局子育て支援課

府内の待機児童数(令和5(2023)年4月1日時点)については、保育の受け皿拡大により、近年減少傾向にあるものの、依然、147人の待機児童が発生しています。

こうした状況を踏まえ、引き続き、待機児童解消に向け、安心こども基金や保育所等整備交付金を活用した保育所や認定こども園、小規模保育事業等の整備による受け皿の拡大や府営住宅の空き室活用、保育士確保への取組みなどを推進していきます。

④低所得世帯やひとり親家庭の子どもへの貧困が問題になっている中、生活困窮となった家庭への支援状況等はどのようにしているのか進捗状況を報告されたい。また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子供たちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など日常生活の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、この一年で大阪府が把握された件数、教育と福祉の連携がされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 教育庁教育振興室高等学校課・市町村教育室小中学校課

生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、様々な相談を受け付け、福祉事務所やハローワークなど関連機関と連携しながら、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、生活再建に向けた寄り添った対応をしております。

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施しています。また、令和4年度に学校において、スクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカースーパーバイザーが支援した延べ件数は2008件となっています。ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。福祉行政との連携については、昨年度より、福祉部が事務局となっている関係部局による庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について情報共有等を行っています。調査結果をふまえ、今後、関係部局と密接に連携しながら、相談体制の構築等、充実した支援ができるよう努めてまいります。

小中学校においては、教育と福祉の連携に向けて、政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう補助を行い、福祉機関等との連携促進を図っています。

また、府内小学校5・6年生対象の「すくすくウォッチ」におけるヤングケアラーの把握に関わるアンケート結果分析により、ヤングケアラーの可能性のある子どもに対しては、丁寧に話を聞き取る必要が明らかになったことから、公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置することに加え、令和3年度より拡充した小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を、令和5(2023)年度においても拡充を継続しました。

加えて、ヤングケアラーを含め、家庭支援が必要なケースへの支援に向けて、教育と福祉の連携が充実するよう、スクールソーシャルワーカーの連絡会に、市町村の福祉部局担当者やコミュニティソーシャルワーカーが参加し、協議する機会を設けています。相互の制度や活動内容の理解の促進が必要であることから、それぞれ可能な支援を出し合いながらグループワークを行う等、円滑な連携に向けて顔の見える関係づくりに努めています。

引き続き、各市町村・学校において、ヤングケアラー等支援に必要な児童生徒の早期発見・把握がより進み、適切な支援につなげるため、専門家の効果的な活用等、相談体制が充実するよう支援してまいります。

⑤悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないと言われているが、件数と状況を明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局家庭支援課・福祉総務課

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、平成25(2013)年度6,509件から、令和4(2022)年度16,036件と約2.5倍に増加している状況ですが、今年度上半期の相談対応件数は、前年同時期と同程度で推移しています。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司の大幅な増員を行うなど体制の強化を図ってきたところです。

加えて、令和元年(2019)8月に策定した児童福祉司の増員計画を策定し、国の配置標準を踏まえ、高い専門性の確保・維持の観点から、毎年20名程度増員しています。

一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。

このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。

また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。

また、職員の資質向上のため、職員向けの研修としては、府の福祉専門職全体の系統的な研修や、国の義

務研修である「児童福祉司任用後研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。

さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例を一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してもスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。

今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

⑦平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等が図られてきたが、府内の市町村では、受給サービス日数や時間の上限の有無などで対応に格差が生じている。大阪府では、各市町村で各人の障がい状況等を踏まえ適切に支給決定されるよう助言等しているとのことだが、未だ十分な助言が行われていないと思われる案件が散見している。直近1年で各市町村にどのような助言等を行ったのが明らかにされたい。また、市町村の対応に格差が生じている件について、大阪府としての考えを明らかにされたい。

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課障がい福祉サービスの支給決定については各市町村において、サービスの利用を希望する申請者から提出されるサービス等利用計画案や個別のサービス利用意向の聴取の結果、市町村審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行うこととされています。

大阪府においては、支給決定については、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえ、市町村指導の機会を通じて助言を行うとともに、ひとり一人の実情に応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう毎年市町村に通知等しております。今後とも、それぞれの障がい状況等を踏まえ各市町村で適切に支給決定されるよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。

課題別要求 3-(2) 雇用・産業

①地区内就労実態と自立のための能力開発等雇用対策について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課人材育成課平成26(2014)年度に大阪府同和問題解決推進審議会で報告の「国勢調査を活用した実態把握」からみた雇用・労働分野における現状は、失業率が、男女とも大阪府平均を上回っています。また、平成13(2001)年9月の大阪府同和対策審議会答申の中で、「同和地区には、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦、母子・父子世帯の割合が高く、高齢者世帯については、出身地が現住地区以外の率が高い。また、同和地区外からの転入者は、母子世帯、障がい者、低所得層、不安定就労の割合が高いなど、福祉、就労などのさまざまな課題を有する人びとが同和地区に來住していることがうかがわれる」と指摘しています。

同和問題をはじめ様々な課題を有する人びとの自立を促進し、安定就労を実現していくためには、職業能力の開発・向上は極めて重要であると認識しています。

このため、令和5(2023)年度は、高等職業技術専門学校(4校)において、学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練(20科目、650名定員)と、在職者を対象としたテクノ講座(131コース、1,526名定員)を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練(208コース、5,221名定員)により、職業能力開発の推進に努めているところで。

障がい者に対しては、大阪障害者職業能力開発校(7科目、115名定員)と北大阪高等職業技術専門学校(1科目20名定員)、夕陽丘高等職業技術専門学校(3科目、40名定員)のほか、社会福祉法人を活用した障がい者特別委託訓練(5施設、133名定員)や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練(18コース、188名定員)を実施するとともに、在職者を対象としたテクノ講座(15コース、97名定員)を実施しています。

また、大阪府では、こうした状況や、課題が多様化していることを踏まえ、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を図り、自己実現の達成を図るため、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行っています。

今後とも、国や市町村などと連携して、就職困難者に対する雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。

②障がい者の雇用に関して、令和4年6月1日時点において大阪府は実雇用率3.51%で、法定雇用率(2.6%)を達成しているが、大阪府教育委員会は実雇用率2.03%で、法定雇用率(2.5%)を満たしていない状況です。実態及び今後の対策について明らかにされたい。

教職員室教職員人事課大阪府教育委員会においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでも教員等採用選考において、障がい者を有する受験者に対し、受験上の様々な配慮を行ってきました。

教員採用選考については、これまでも対象としてきた身体障がい者に加えて、令和元(2019)年度から新たに知的障がい者及び、精神障がい者を対象としました。

公立義務教育諸学校事務職員採用選考においても、教員採用選考と同様に、障がい種別を問わないこととし、年齢要件を30歳以下から59歳以下に緩和するとともに、大阪府内の居住要件を廃止しました。

府立学校実習教員採用選考の障がい種別、年齢要件及び在住要件についても、公立義務教育諸学校事務職員採用選考と同様の取扱いとしました。

また、これらに加えて、令和2(2020)年度から障がい者を対象とした大阪府職員(農芸員)の採用選考を実施してきたところです。

令和5(2023)年度の大阪府教育委員会における障がい者雇用率は、2.09%に留まっており、未達成の状況となっております。

引き続き、教職員を対象とした障がい者対象の選考テストを実施する等、法定雇用率達成に向け、障がい者の方々が適性に応じてその能力を発揮し、教育現場等で活躍していただけるよう、取り組んでまいります。

④コロナ禍において、中小零細企業の業績が上がらない状況が続いている。中小零細企業に対し具体的な金融支援策を明らかにされたい。

商工労働部中小企業支援室金融課大阪府の制度融資については、金融セーフティネットをしっかりと確保するとともに、金融と経営支援の一体的な取り組みの推進により、中小企業の頑張りを応援するような制度となるよう、充実に努めているところです。

セーフティネットの確保については、別枠保証を活用したセーフティネット資金である、「経営安定サポート資金」について、十分な融資枠を確保し、売上減少等により経営の安定に支障を来たしている中小企業の資金繰り支援に万全を期しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な経済環境の悪化を踏まえ、大阪府では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、令和2(2020)年2月以降、「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」や、最大で金利(当初3年)・保証料ともゼロとなる「新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)」を実施し、中小企業の資金繰り支援に努めてまいりました。(ゼロゼロ融資は令和3(2021)年3月末、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金は令和5(2023)年3月末で制度終了)

その後も、長引くコロナ禍の影響を踏まえ、低利・低保証料率の「新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金」や過大な債務を抱えた中小企業の事業再生に向けた取り組みを長期的に支援する「新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金」を実施しております。

更には、令和5年(2023)年1月より、物価高騰や「ゼロゼロ融資」からの借換え需要に対応するため、「同伴走支援型資金」の要件拡充を行うなど、状況に応じ、継続した中小企業に対する資金繰り支援に取り組んでいるところであり、令和5(2023)年11月末時点で、コロナ関連融資全体で通算約18万件、金額にして約4兆300億円と非常に多くの中小企業に利用いただいています。

今後とも、中小企業の資金需要等の動向について慎重に見守るとともに、国の経済対策等の動きにも注意を払い、的確に対応してまいります。

⑦職場でのセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに係る労働相談の件数及び対策について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室労働環境課大阪府労働相談センターで行っている労働相談のうち、職場におけるハラスメントについての相談として「セクシャルハラスメント」「職場のいじめ」「職場の人間関係」の相談件数を合わせると、令和4(2022)年度は2,617件です。また、そのうち「セクシャルハラスメント」に関する相談件数は174件、「職場のいじめ」に関する相談件数は1,198件、「職場の人間関係」に関する相談件数は1,245件となり、この2つを合計した「パワーハラスメント」に関する相談件数は2,443件です。

職場におけるセクシャルハラスメント対策については、男女雇用機会均等法により、事業主に雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられています。

また、労働施策総合推進法により、パワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが令和4(2022)年4月1日から中小事業主においても義務づけられています。

大阪府では、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを含む職場のハラスメントの防止・対応についてまとめた「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページへの掲載を行い、事業主等への周知・啓発に努めています。

課題別要求 3-(3) 住環境

②団塊の世代の高齢化等により高齢者と若者が共存できる「定住魅力あるまちづくり」「人権のまちづくり」「ノーマライゼーション」の理念を取り入れられたい。

都市整備部住宅建築局居住企画課「住まい」は、人々の暮らしを支える生活の基盤であり、社会生活や地域におけるあらゆる活動を支える拠点です。令和3(2021)年12月に改定した「住まうビジョン・大阪」では、多様な人々がいきいきと暮らし、誰もが住みたいと感じる居住魅力あふれる都市の実現を基本目標としております。

そのため、地域の人権尊重を基調として、高齢者だけでなく子育て世帯など多様な世帯が、住み慣れた地域で安心・快適に住み続けられるよう、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図りながら定住魅力あるまちづくりを進めていく必要があると考えています。

また、良好な住環境とコミュニティの形成を図るためには、まちづくり協議会等の地域住民組織やNPOの参画等により、公と民のパートナーシップによるまちづくりを促進することも重要です。

今後とも、大阪府では、各市町が公営・改良住宅の建替えや改善に際しては、住まいのバリアフリー化を推進するとともに、入居者募集においては、若年世代の入居機会を創出するなど、コミュニティにも配慮しつつ取り組みが進むよう、市町に対し助言していきます。

課題別要求 3-(4) 女性

③「ストーカー規制法」でGPS機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた3回目の改正が行われたが、今後もDVやストーカー被害者の増加が予測されるが件数の推移を明らかにされたい。また、緊急避難場所としての民間シェルターも少なく財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、大阪府の財政支援を考慮していただきたい。大阪府が把握されている昨年度の「女性相談センター」の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。

府民文化部男女参画・府民協働課福祉部子ども家庭局家庭支援課配偶者等からの暴力(DV)など女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

大阪府では、大阪府男女共同参画推進条例、おおさか男女共同参画プラン及び大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、配偶者等からの暴力を許さない、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

今年度においても、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)に、太陽の塔、天保山大観覧車、ドーンセンター等の府内施設において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップするとともに、市町村と連携して府内全域で意識啓発の取組みを推進しました。

併せて、デートDVの防止に向け、これまでも教職員向けの研修会、若年層に対するリーフレットやDVDによる啓発を実施してきたところです。今年度においては、12月中旬から1月中旬にかけて、教職員等を対象に「デートDV」をテーマにしたオンデマンド研修を行いました。

また、DV被害を発見しやすい立場にある教職員及び医療関係者に向け、「DV被害者対応マニュアル」及び「概要版」を作成し、現場での周知・活用が図られるよう、関係機関等を通じて依頼しています。

今後とも、市町村や関係団体等と連携し、府内全域で配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成等に取り組んでまいります。

大阪府では、大阪府配偶者暴力被害者等支援調査研究事業において、国の「DV被害者等セーフティネット強化支援事業」を活用し、市町村を通じて、補助金を交付し、地域の民間シェルター等の先進的な取組を推進しています。

大阪府では、女性相談センターなど7箇所の機関をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところです。大阪府の7箇所の配偶者暴力相談支援センターのDV相談対応件数は、令和3(2021)年度の4,094件から令和4(2022)年度の4,185件と増加しています。市町村におけるDV相談対応件数は、令和3(2021)年度の17,053件から令和4(2022)年度の16,697件と減少しているものの、依然として高水準で推移しています。令和2(2020)年度から内閣府が「DV相談+(プラス)」でメールやチャットでの相談を行っており、相談窓口の紹介や緊急時の女性相談センターへの連絡など相談窓口の強化が図られています。

また、大阪府女性相談センターでは、DV相談以外にも広く女性からの電話相談や来所相談に対応しており、令和4(2022)年度の女性相談対応件数は11,401件(DV相談含む)となっております。

今後も引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。

課題別要求 3-(5) 人権・文化・啓発

④大阪府は、令和元年10月30日に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行したが、各市町村との連携を明らかにされたい。

府民文化部人権局人権企画課大阪府では、令和元(2019)年10月の「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の施行を契機として、性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができるとともに、社会の実現をめざし、様々な取り組みを進めてきました。

具体的には、令和2(2020)年1月22日に、お互いをパートナーとする宣誓を公に証明することにより、社会において自分らしく生きることを支援するパートナーシップ宣誓証明制度を開始し、昨年末現在では、193組の方々に受領証を交付しています。

また、令和4(2022)年9月1日から、府内で同様の制度を実施している自治体(昨年末現在で11市)と連携し、府内での転居時に必要となる手続きの簡素化を図っています。

引き続き、性的マイノリティの人権問題に対する理解の増進を図るとともに、当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。